令和９年度　鳥栖市なかよし会入会申請及び利用についての手引き

※　現在入会中であっても、毎年度入会申請が必要です。※

【問合せ先】〒841-0052　鳥栖市宿町 1118　　鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会事務局
（鳥栖市教育委員会生涯学習課内：市役所３階）
TEL　0942-85-3737　/　FAX　0942-83-0042　/　Email　nakayoshikai_tosu@yahoo.co.jp



各学校の敷地内にある放課後児童クラブを**“なかよし会”**と呼んでいます。
家に帰っても保護者が就労などでいないご家庭（留守家庭）のお子様が、放課後を安心して過ごす生活の場として、市内小学校すべてに設置しています。このため、保護者が保育できない状況にあることを利用申請書等の提出書類により確認し、お子様をお預かりします。

１．入会できる基準

（１）鳥栖市にお住まいの小学校１年生から６年生までの児童であること。

（２）**児童と同居している家族（１８歳以上、６５歳未満の方）**が昼間に就労又は長期にわたる疾病、出産、介護、看護、就学等の状態にあること。ただし、就労の場合は、次の条件を満たすこと。
※ 求職中の方はお申込みできません

① 通年・学校開校時のみの利用の場合
月１６日以上（日曜日を除く週４日程度）就労し、終業時間が１５時３０分以降であること。

② 長期休暇のみの利用の場合
月１６日以上（日曜日を除く週４日程度）就労し、８時から１８時の間で４時間以上勤務であること。

２．なかよし会の開会期間・時間

（１）開会期間　**令和９年４月１日（木）～令和１０年３月３１日（金）**
（２）開会時間　平　　日：放課後 ～１８時（長期休暇時は８時～１８時）
土曜利用：　８時 ～１８時
延長利用：１８時 ～１９時
※土曜・延長のご利用は別途申込が必要
（３）下校時間　保護者の迎えではなく、お預かりしている児童のみでの下校は、児童の安全面を考え、小学校の最終下校時刻（１６時１０分～３０分頃）までを許可しています。
１６時３０分以降は、必ず、保護者のお迎えをお願いします。

３．なかよし会の閉会日・休会日

原則として
（１）閉会日　日曜日　祝祭日　盆休み（８月１３日～８月１５日）　年末年始（１２月２９日～１月３日）
（２）休会日　災害、感染症等による学校臨時休校日
※小学校で学級閉鎖になった場合は、その学級の児童はなかよし会を利用することは出来ません。
※小学校が緊急下校となった場合は、なかよし会も保護者に連絡をとりお迎えに来ていただきます。

４．入会に必要な書類

（１）令和９年度なかよし会利用申請書　・・・児童１人につき１部
（２）家庭で保育ができないことを証明する書類（次ページ表参照）　・・・きょうだいの申請は１部
⇒児童と同居している家族（**１８歳以上、６５歳未満の方）全員分**が**必要**です。
⇒**単身赴任等**による別居の方も**必要**です。
（３）誓約書　・・・きょうだいの申請は１部

入　会　理　由	提　出　書　類
①会社等に勤めている場合（常勤・パートなど） （産前・産後休暇中・育児休業中の方を含む）	就労証明書（様式１） ※保育園に提出する様式（コピーでも可） 産休・育休の欄に取得期間、復職予定日等を記入 ②の方は自営業等を証明する書類 （例：確定申告書の写し等）
②自営（農業経営を含む）・内職を行っている場合	
③疾病等で入院又は療養している場合	申立書（様式２）と診断書等
④親族を常時看護・介護している場合	申立書（様式２）と看護・介護対象者の診断書等
⑤妊娠中又は出産後間もない場合 （出産予定日前２か月、出産後２月まで）	申立書（様式２）と母子手帳の写し （母の名、予定日又は出産日がわかる部分）
⑥各種学校等に通っている場合（就学期間中）	申立書（様式２）と学生証又は在学証明書等の写し
⑦震災、風水害、火災などの復旧にあたっている場合	申立書（様式２）と罹災証明

５．入会時の申請手続き

申請にあたり、混雑が予想されますので、一斉受付期間内に申請をお願いします。
定員を超える申し込みがあった場合は、**入会できない場合**があります。ご了承ください。

◆継続申請（令和８年１１月時点でなかよし会入会中の児童）

申請期間：令和８年１１月９日（月）～令和８年１２月１０日（木）
時　　間：なかよし会開所時間
申請場所：各なかよし会

◆新規・継続申請（一斉受付）

※きょうだいで継続申請と新規申請がある場合は、一斉受付で申請してください。

申請期間：令和８年１２月３日（木）～令和８年１２月１０日（木）
時　　間：下表のとおり
申請場所：鳥栖市役所３階 第１会議室

受 付 日	12/3(木)	12/4(金)	12/5(土)	12/6(日)	12/7(月)	12/8(火)	12/9(水)	12/10(木)
受付時間	９：00～ 17：00	９：00～ 17：00	９：00～ **12：00**	―	９：00～ 17：00	９：00～ **19：00**	９：00～ 17：00	９：00～ 17：00

■上記日程で申請できない場合
申請期間：令和８年１２月１１日（金）～令和９年１月８日（金）
（土日祝日、１２月２９日～翌年１月３日を除く）
時　　間：９：００～１７：００
申請場所：鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会事務局（鳥栖市役所３階：生涯学習課内）

※令和９年１月１２日（火）～令和９年３月１０日（水）（土日祝日を除く）で申請された方は
随時受付となり、**定員に空きがあった場合**に入会可能となります。

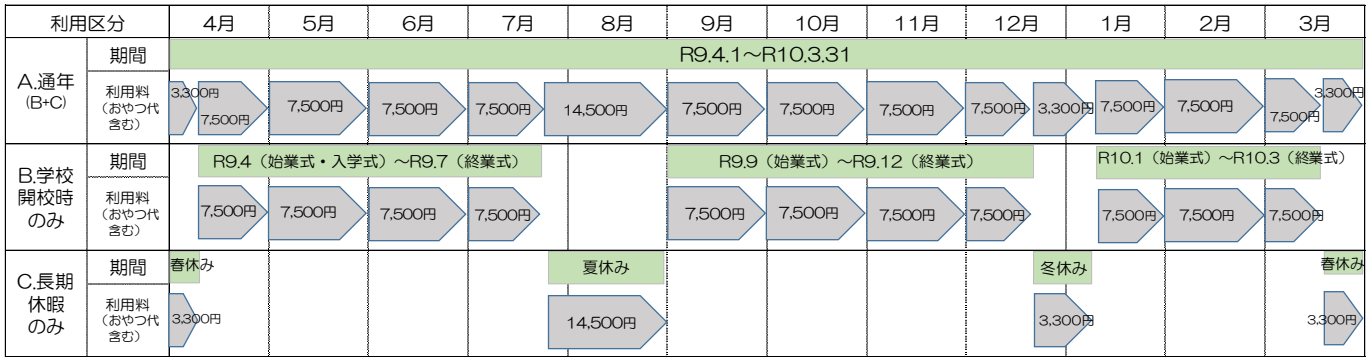
・2/10迄に申請された方・・・審査後、入会決定者のみ２月中旬頃に決定通知書を送付します。
・3/10迄に申請された方・・・審査後、入会決定者のみ３月中旬頃に決定通知書を送付します。

他の児童クラブにも申請されている方で、なかよし会を辞退される場合は早めにご連絡ください。
また年度途中の随時受付は、利用開始日の前月１０日まで（土日祝日を除く）となります。
随時受付については、お早めに事務局までお問合せください。

６．利用区分と利用料金

（１） 利用区分

Ａ：通年（学校開校時と長期休暇）　Ｂ：学校開校時のみ　Ｃ：長期休暇のみ の３つの利用区分があります。



（２） 利用料金

◎基本コース

期　　間	平日（月曜～金曜） 放課後・８時～18時			口座振替日 （予　定）
	利用料	おやつ代	計	
学校開校時	6,000 円	1,500 円	7,500 円	当月１日
春休み(4 月)	2,800 円	500 円	3,300 円	４月１日
夏　休　み	13,000 円	1,500 円	14,500 円	８月2日
冬　休　み	2,800 円	500 円	3,300 円	12 月１日
春休み(3 月)	2,800 円	500 円	3,300 円	３月１日

※入会と同時に傷害保険に加入していただきます。入会月の料金に**８００円**（年間）**加算**されます。

◎オプション（土曜・延長利用）

期　　間	月　極		単　発	
	土　曜	延　長	土　曜	延　長
学校開校時	3,500 円	4,200 円	１日あたり 1,200 円	１日あたり 500 円
春休み(4 月)	1,200 円	1,300 円		
夏　休　み	4,800 円	5,500 円		
冬　休　み	1,200 円	1,300 円		
春休み(3 月)	1,200 円	1,300 円		
支 払 方 法	基本コースに準ずる		利用月の**翌々月**の利用料に加算	

※基本コースをご利用の方のうち、**仕事の都合**により土曜日又は延長時の保育が必要な方のみ利用できます。
オプションのみの利用はできません。単発を利用される場合は、各なかよし会へ事前の申し込みが必要です。
延長利用を申し込んでいない方であっても、お迎えが１８時を超えた場合は、単発延長利用の取扱いになります。

（３）納入方法

①児童ごとに、**利用月の１日**に「ゆうちょ銀行」の指定された口座から自動振替を行います。
（振替日に金融機関がお休みの場合は、翌営業日の振替になります。）
※ゆうちょ銀行に口座をお持ちでない方は、入会決定後、**自動払込申込書**の用紙を送付しますので、
ゆうちょ銀行にて、事前に口座開設の手続きをお願いします。
②新規入会者の初回分利用料は、口座振替の事務手続きが間に合いませんので、入会決定書に同封された払込用紙で、指定の期限内に必ずお支払いください。
③毎月１日に振替ができなかった場合は、同月１５日に再振替となります。
利用料は放課後児童クラブを運営していくための大切な財源です。忘れずに納入してください。
※利用料（おやつ代含む）を**２カ月以上滞納された場合**は、**退会**していただきます。

（４）減免制度

就学援助世帯、市県民税非課税世帯、生活保護世帯、多子世帯（きょうだい２人以上が同時利用の場合は上の子が割引対象）には、利用料についての減免制度があります。
※多子世帯以外の方は、別途事務局での申請が必要です。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

7. 土曜利用についての対応（合同実施）

土曜利用について、利用者が少数であるクラブにつきましては、他クラブと合同で実施させていただく場合があります。児童同士の関わり合いを含め、施設での生活環境を確保するための合同実施です。
保護者の皆様には、他クラブへの送迎、コドモンの追加登録などお手数をおかけしますが、ご了承いただきますようお願いします。
※合同で実施する際には、別途ご案内いたします。

8. 傷害保険

入会と同時に傷害保険として「スポーツ安全保険(年間８００円)」に加入していただきます。
（他のスポーツ保険等に加入されている方も、なかよし会の「スポーツ安全保険」に加入していただきます）
保険料は入会する月の利用料に加算されます。期日までにお支払いください。
保険料の納入がない保険未加入児童は、お預かり出来ませんのでご注意ください。
保険の適用は、利用開始日からとなります。なかよし会利用中のけが等で通院された場合は、支援員へお知らせください。

9. なかよし会保護者会への入会

なかよし会（鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会）は、保護者や地域の方々、および鳥栖市が協力して運営しています。保護者の方には、なかよし会の入会と同時に**各なかよし会保護者会に入会していただきます**。
保護者会会長が保護者の代表として、運営協議会の理事となり、なかよし会の運営に携わります。
保護者会は、子どものための行事の企画及び実施、クラブの改善などを行います。

10. 入会後の各種届出

届出の提出（手続き）は各なかよし会又は事務局にて受け付けております。
まずは、各なかよし会の支援員へおたずねください。
なかよし会の入会を辞退する場合は、必ず締切日までに事務局へ連絡して下さい。（期限までに連絡がない場合は利用料が発生します）

よくあるお問い合わせ	回答
Q.利用区分を変更したい。 例）・延長（月極）を追加したい。 ・「通年利用→長期休暇のみ利用」へ変更したい。	変更月の**前月10日までに変更届を提出**してください。 2学期からの利用変更に関しては**8月10日が締切に**なります。
Q.利用区分以外の変更がある場合はどうしたらよいか。 例）・住所変更、電話番号変更、勤務先変更 ・再婚等による児童の氏名や同居家族の変更	随時、**変更届を提出**してください。 家族構成が変更の場合は事務局へお尋ねください
Q.育児休業中は利用できますか？	育児休業中もご利用できます。(就労証明書(様式１)に産休・育休期間、復職予定日等記入されたものを提出してください) 育児休業取得後退職する場合は退会となります。
Q.なかよし会を退会したい。 例）・勤務時間の短縮により入会基準を満たさないため。 ・児童が留守番できるようになり、なかよし会を利用しなくてよくなったため。	退会月の**前月10日までに退会届を提出**してください。
Q.なかよし会を利用しない日があるが、日割りでの支払いや返金はありますか？	**日割り計算は行いません。** 利用されない日があっても、利用料・おやつ代は納付していただきます。 退会後、年度内に再度利用をご希望の場合は、お手数ですが、再度新規での申請（申請書や就労証明書、誓約書の提出）をお願いいたします。
Q.今の職場を退職し、新しい勤務先が決まっているが、提出するものはありますか？	**退職日の翌月１０日までに、 新しい勤務先の就労証明書と変更届を提出**してください。
Q.期限付き雇用の場合、更新ごとに就労証明書を提出する必要がありますか？	**雇用期限月の翌月１０日までに、更新された期限の就労証明書**を提出してください。 ※申立書等の期限付きの提出書類についても、新たな書類の提出をお願いします。